

「市長が別に定める書類」と「市長が別に定める設備、措置及び体制」の内容について

1 福岡市旅館業法施行細則（昭和 47 年福岡市規則第 72 号。以下、「細則」という。）
第 3 条第 2 項第 5 号に規定する市長が定める書類について

(1) 福岡市旅館業法施行条例（平成 24 年福岡市条例第 74 号。以下、「条例」という。）第 3 条第 9 号関係

条例第 3 条第 9 号ただし書きに規定する施設（住居その他の施設との混在禁止等の規定を適用しない施設）に該当する場合にあつては次のとおりとする。

ア 旅館業として使用される共同住宅が分譲マンション等（区分所有法^{※1}に規定する区分所有権の目的である建物（室））の場合

申請者 添付書類	区分所有者	区分所有者以外の第三者 ^{※2}	賃借者等 ^{※3}	賃借者等以外の第三者 ^{※2}
① 区分所有者を示す書類（不動産登記事項証明書等）	○	○	○	○
② 施設を旅館業の用に供することが認められていることを確認できる書類（管理規約 ^{※4} 等）	○	○	○	○
③ 第三者が施設を旅館業の用に供することについて区分所有者が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	-	○	-	-
④ 区分所有者と賃借者等との関係がわかる書類（賃貸借契約書又は使用貸借契約書等）	-	-	○	○
⑤ 賃借者等が施設を旅館業の用に供することについて区分所有者が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	-	-	○	-
⑥ 第三者が施設を旅館業の用に供することについて賃借者等が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	-	-	-	○
⑦ 第三者が施設を旅館業の用に供することについて区分所有者が賃借者等に対して承諾していることを確認できる書類（承諾書等）	-	-	-	○

※1 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）

※2 区分所有者や賃借者等以外の不動産管理会社や親族等の第三者が申請者となる場合

※3 賃貸借契約における賃借者又は使用貸借契約における借主等

※4 区分所有法第 30 条第 1 項に規定する規約

イ 旅館業として使用される共同住宅が賃貸住宅，社宅，社員寮等（区分所有法に規定する区分所有権の目的である建物（室）以外の建物（室））の場合

添付書類 申請者	所有者	所有者以外の第三者 ^{※2}	賃借者等 ^{※3}	賃借者等以外の第三者 ^{※2}
① 所有者を示す書類（不動産登記事項証明書等）	○	○	○	○
② 第三者が施設を旅館業の用に供することについて所有者が承諾していることを確認できる書類（承諾書，契約書等）	-	○	-	-
③ 所有者と賃借者等との関係がわかる書類（賃貸借契約書又は使用賃貸借契約書等）	-	-	○	○
④ 賃借者等が施設を旅館業の用に供することについて所有者が承諾していることを確認できる書類（承諾書，契約書等）	-	-	○	-
⑤ 第三者が施設を旅館業の用に供することについて賃借者等が承諾していることを確認できる書類（承諾書，契約書等）	-	-	-	○
⑥ 第三者が施設を旅館業の用に供することについて所有者が賃借者等に対して承諾していることを確認できる書類（承諾書等）	-	-	-	○

※2 区分所有者や賃借者等以外の不動産管理会社や親族等の第三者が申請者となる場合

※3 賃貸借契約における賃借者又は使用賃貸借契約における借主等

(2) 条例第5条第2号関係

条例第5条第2号ただし書きに規定する施設(宿泊者の定員が10人未満の簡易宿所であって帳場を有しない施設)に該当する場合にあつては，次のとおりとする。

- ア 帳場の機能を代替する設備が設けられ，かつ，善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていることを確認できる書類
- イ 事故が発生した場合その他緊急を要する場合に迅速に対応することができる体制が整備されていることを確認できる書類

2 細則第5条第2項に規定する市長が定める設備、措置及び体制について

(1) 細則第5条第1項第1号関係

「帳場の機能を代替する設備が設けられ、かつ、善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること」とは、具体的には以下①から③の状態を指すこと。

- ① ビデオカメラ等を設置することにより、宿泊者の出入りの状況が確認できること。
- ② 事故が発生した場合その他緊急を要する場合の対応等を行う管理事務所を設けること。
- ③ 施設、管理事務所又はその他の場所において宿泊者との面接を行い、宿泊者名簿の記載を行うこと。また建物の管理取扱責任について、宿泊者の署名を取ること。
 - ③-1 施設で面接等を行う場合は、従業者等が解錠のうえ、宿泊者に鍵を引き渡すとともに、管理事務所の所在場所を書面で説明すること。
 - ③-2 管理事務所で面接等を行う場合は、施設まで従業者等が宿泊者に付き添って案内し、従業者等が解錠のうえ、宿泊者に鍵を引き渡すこと。ただし、次の事項をすべて満たす場合はこの限りでない。
 - ・施設に旅館業の営業施設である旨が掲示されること。
 - ・管理事務所において施設の所在場所を書面で宿泊者に説明すること。
 - ・鍵の取扱い方法について宿泊者に説明後、鍵の引き渡しが行われること。
 - ③-3 その他の場所で面接等を行う場合は、施設まで従業者等が宿泊者に付き添って案内し、従業者等が解錠のうえ、宿泊者に鍵を引き渡すこと。また、管理事務所の所在場所を書面で説明すること。ただし、次の事項をすべて満たす場合はこの限りでない。
 - ・施設に旅館業の営業施設である旨が掲示されること。
 - ・その他の場所において施設及び管理事務所の所在場所を書面で宿泊者に説明すること。
 - ・鍵の取扱い方法について宿泊者に説明後、鍵の引き渡しが行われること。

(2) 細則第5条第1項第2号関係

「事故が発生した場合その他緊急を要する場合に迅速に対応することができる体制が整備されていること」とは、具体的には以下①から③の状態を指すこと。

- ① 施設と管理事務所との間に通話機器が設置されていること。
- ② 施設が管理事務所から速やかに駆けつけることができる範囲であること。
- ③ 宿泊者の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。